

大村市基本構想審査特別委員会を設置しました

今定例会において『大村市総合計画（基本構想）』が議会に提案されました。

この『総合計画』は、市が行う事業の根幹になるもので、前回の『総合計画』は平成8年度に制定し平成17年度を目標年次とされていきました。これに引き続き、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年次として10年間の計画期間が設定されています。目標年次の推定人口は9万2千人と見込まれています。

この総合計画は3つの基本目標、8つのプラン、24の政策で計画されています。

基本目標

- 人、自然、都市が健康なまち
→暮らしやすさを実感できる地域へ
- 人、文化、産業で未来へ羽ばたくまち
→希望と力強さを実感できる地域へ
- 市民と共に成長するまち
→信頼と自信に満ちた地域協働へ

また、本市の市域を「都市ゾーン」、「田園住宅ゾーン」、「森林ゾーン」に区分し、地域性を活かした土地利用が計画されています。これらの計画は重要かつ多岐にわたる内容であるため、特別委員会を設置し、3月定例会まで閉会中の継続審査を行います。特別委員会は次の12名で構成されています。

- | | | |
|----------|--------|--------|
| 馬場重雄委員長 | 丸谷捷治委員 | 松崎鈴子委員 |
| 田中秀和副委員長 | 小林世治委員 | 田中 守委員 |
| 村上秀明委員 | 里脇清隆委員 | 廣瀬政和委員 |
| 大崎敬明委員 | 宮本武昭委員 | 岩永光功委員 |

市民からの調査請求に基づく政治倫理審査会での調査結果

（経過）

平成17年9月22日、市民（132人）から一人の市議会議員を対象として、平成17年3月14日の農地転用の申請にあたり、農業委員会委員としての職務を逸脱し、当該申請に便宜を図ったとして、当該行為は、*大村市議会議員政治倫理条例第3条第2号及び第5号に違反する。また、平成17年7月22日当該用地に建設予定のアパートの建設反対の看板が設置されていた隣接農地所有者に対し、看板設置について非難の電話をかけたとして、当該行為は、同条例第3条第2号に違反する。」として、同条例に基づき、議長に調査請求があり、議長が大村市政治倫理審査会に調査を求めたもので、平成17年12月13日同審査会の調査報告書が市長を経由して議長に送付されました。

（調査報告書の主な内容）

同調査報告書によると、調査請求が同条例第3条第2号及び第5号に違反するとの主張に理由がないとの結論を得たというものでした。

その主な内容は、まず、対象議員の行為が、大村市議会議員政治

倫理条例の施行日である平成17年4月1日前のものについては、同条例附則第2項の規定により条例の適用除外とされていることから、調査の対象外とされました。

次に、条例施行日以後の行為であるB氏への電話での発言行為については、明らかに同条例第3条第2号の規定に該当せず請求に理由がないものとの結論付けています。また、仮に第5号違反であるとしても、その発言のみをとらえて法令等に抵触する行為であるとす根拠にも乏しく、加えて社会通念に照らしても、議員の品位と名誉を損なう行為とまでは言えないというものでした。

*大村市政治倫理条例第3条第2号及び第5号抜粋

第2号 市及び市が出資その他財政的援助等を与えている法人のうち議長が定めるものが行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等について有利又は不利な取扱いをしないこと。

第5号 前各号に掲げるもののほか、議員の品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。